

1. 基本的な考え方

(1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。

(2) 県内で圏域（二次医療圏単位（※1））ごとに、新規感染者などを目安にして、設定する3つの圏域区分への該当性を判断して対応を示し（宮崎県独自）、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

※1 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域

④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

※2 圏域ごとの状況は、迅速に県HPで公表

圏域ごとの感染状況	一例
(緑) 感染未確認圏域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない
(黄) 新規感染者が限定的な圏域	・新規感染者が一定に収まっている
(赤) 感染状況が厳しい圏域	・新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発（直近1週間）、感染集団（クラスター）の発生

2. 圏域ごとの感染状況と対応例

圏域ごとの感染状況の区分		対応例		
		県民の方の 圏域内の外出	県主催のイベント等 (※3)	県有の公の施設
(緑) 感染未確認圏域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	○原則、自粛なし	○実施(別紙)	○開館
(黄) 新規感染者が限定的な圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に(過去のクラスター発生施設等に注意)	○状況に応じ、実施(屋内で50人以上のものは控えるなど、規模縮小を含む)	○状況に応じ、開館(入場制限などの利用制限)
(赤) 感染状況が厳しい圏域	・新規感染者の増加(直近1週間) ・感染経路不明の例が続発(直近1週間) ・感染集団(クラスター)の発生	○原則、自粛	○原則、中止又は延期	○原則、閉館又は利用制限

※3 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する。実施等する場合、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加に注意。実施等に当たり、感染対策の工夫などについて県福祉保健部が相談に応じる。

3. 全県下の感染状況と対応例

3-1 感染拡大緊急警報

緊急事態宣言の発出段階にはないが、特定の圏域において感染が続発する場合等に発令し、最大級の警戒をもって徹底的な封じ込めのための措置を実施する。

感染拡大の場合	特定圏域における ・新規感染者の急増（直近1週間） ・濃厚接触者等の急増（直近1週間） ・感染経路不明の例が続発（直近1週間） ・クラスターの発生	・積極的疫学調査（徹底的なPCR検査） ・「対策徹底要請」 ・「うつらない」「うつさない」ための行動変容のお願い
---------	---	--






3-2 緊急事態宣言

更なる感染拡大の場合	県全域における ・新規感染者の急増（直近1週間） ・感染経路不明の例の急増（直近1週間） ・クラスターの続発 ・入院病床稼働率の逼迫 等 (※4)	県独自の緊急事態宣言を発出し、圏域区分（赤）の対応及びその他の必要な対応を県下全域で実施
------------	--	--

※4 県が宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は直近1週間の新規感染者28人（人口10万人あたり2.5人）以前）

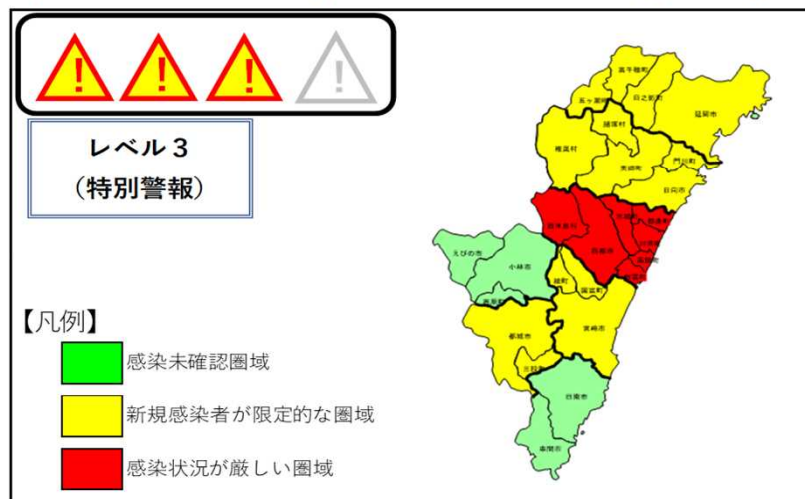
4. 警報レベル

(1) 県内について

表示	警報発表目安	対応例
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル0 (持続的な警戒) </div>	感染者のすべての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない（全ての圏域が（緑）圏域）	県全域において、（緑）圏域の対応
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル1 (警報) </div>	新規感染者が一定に収まっている（（黄）圏域が2つまで）	圏域ごとに、（緑）圏域の対応、（黄）圏域の対応
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル2 (特別警報) </div>	①新規感染者の増加、感染経路不明の例が連続（直近1週間）、②感染集団（クラスター）の発生（（黄）圏域が3つ以上、または（赤）圏域が1つ）	圏域ごとに、（緑）圏域の対応（ただし、他圏域での感染防止に注意）、（黄）圏域の対応、（赤）圏域の対応
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル3 (感染拡大緊急警報) </div>	特定の圏域において、①新規感染者又は感染経路不明の例の急増（直近1週間）、②クラスターの発生	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的疫学調査（徹底的なPCR検査） ・「対策徹底要請」 ・「うつらない」「うつさない」ための行動変容のお願い
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル4 (緊急事態宣言) </div>	県全域において、①新規感染者又は感染経路不明の例の急増（直近1週間）、②クラスターの連続発、③入院病床稼働率の逼迫	（赤）圏域の対応及びその他の必要な対応

※警報レベルは県庁ホームページのトップページで、圏域毎の感染状況は県ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策特設サイト）にて表示する。

※県ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策特設サイト）の表示例



令和〇年〇月〇日現在		
	前週（計）	今週（直近1週間計）
新規感染者数	〇人	〇人
感染経路不明数	〇人	〇人
入院病床稼働率	〇%	

発信方法

- 県ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策特設サイト）
- SNS（Twitter、Facebook等）でレベル変更の都度発信
- 報道機関への資料提供

(2) 県外について

①感染注意地域（目安として、当該都道府県等において、直近1週間の新規感染者数が10万人あたり2.5人を超えた地域）：訪問する方は、感染防止に十分な注意を要請

②感染流行地域（目安として、当該都道府県等において、外出自粛要請などの対応が採られた地域又は、直近1週間の新規感染者数が目安として10万人あたり5人を超えた地域）：往来については、その必要性を十分に判断の上、慎重な行動を要請

※これらの地域表示に加え、必要に応じて、一定の都道府県等について、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請

5. 持続的な警戒態勢

- ・全ての事業者に対して、県が先行的に独自に示したガイドライン（改訂版）や業界の全国組織が示した業種別ガイドラインを参考に、ガイドラインを作成・実践することを要請する。
- ・各施設・事業所で感染者が確認された場合、再発防止策の検証・徹底を要請する。
- ・クラスター発生施設等（接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケ等）の場合は、その感染状況に応じて、必要な範囲で同業種施設も含め営業自粛等を要請する（詳細は県と協議）。
- ・県民に、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- ・高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合、当該施設等に営業自粛等を要請する（詳細は県と協議）。

6 その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

7. 適用

令和2年7月14日付け宮崎県対応方針を改正し、令和2年7月26日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

< 基本的な考え方 >

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。







<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**外出自粛の強化**等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析**を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	 * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	 * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	 * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		 * 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持		

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ② 6月1日～	* 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	
ステップ③ 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ④ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。	* クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	* クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。	

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

県民の皆様へのお願い

< 県内 >

- 「休業要請」を県下全域に拡大！
- 会食は大人数を避けて！
- 県外の方と接する際は感染防止対策を徹底！
- 高齢者・基礎疾患がある方やその関係者は、
外出を慎重に判断！

< 県外 >

- 県外との不要不急の往来自粛！

「感染拡大緊急警報」発令に係る県の対策パッケージ(改訂)

県民の命を守り抜くため、徹底的な封じ込めと、集中的な感染拡大防止策に、官民一体となって「オール宮崎」で取り組む(7月26日～8月31日)。

1 積極的疫学調査の推進

- ①PCR検査について、民間検査機関等の活用により、県内における検査可能件数を最大300件/日程度まで増強
- ②厚生労働省「クラスター対策班」と連携し、感染経路を徹底的に調査・分析し、的確な感染拡大防止策を実施
- ③市町村の取組を支援するための体制整備(保健所の窓口体制及び市町村の連絡体制の強化等)

2 ガイドライン遵守など対策を徹底(事業者のみなさんへ)

- ①県下全域の休業要請(接待を伴う飲食店・その他の飲食店)
- ②市町村や関係団体と連携し、ガイドラインの遵守による感染防止対策の更なる徹底
- ③空港やJRの駅、宿泊施設などにおける感染拡大に係る水際対策の更なる強化を要請

3 「うつらない」「うつさない」ための感染防止対策の徹底

(県民のみなさんへ)

- ①最大級の警戒をもって「新しい生活様式」の実践に基づく感染防止対策と一人ひとりの意識ある行動を要請
(マスクの着用、手洗いの徹底、3密の回避、体調不良の方の慎重な行動など)
- ②市町村や関係団体と連携し、「感染拡大緊急警報」に関する周知徹底を強化
- ③高齢者・基礎疾患がある方やその関係者は、外出を慎重に判断
- ④県外の方と接する際は感染防止対策を徹底
- ⑤会食は大人数を避けて
- ⑥県外の方も含め、県境をまたぐ不要不急の往来自粛
(お盆時期の帰省を控えるよう、県外の県人会等を通じて要請)

休業要請等について

1 目的

本県で新型コロナウイルス感染者が相次いで確認される中、人口集中地域において感染の増加傾向が見られることから、県内でのさらなる感染拡大を阻止するとともに発生地域での徹底的な封じ込めを図るため、現在、県内初のクラスターが発生した西都市・児湯郡圏域に対して行っている休業要請の対象圏域を県下全ての圏域に拡大する。

2 概要

① 対象者

県内に所在し、食事提供施設（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）を除く。）を運営する事業者

② 要請内容

ア 遊興施設のうち、接待を伴う飲食店

＜例＞キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ

⇒ 休業

イ ア以外の食事提供施設（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）を除く。）

＜例＞飲食店（居酒屋を含む）、料理店

⇒ 朝5時から夜8時までの間の営業、酒類の提供は夜7時まで

③ 要請期間

休業を要請する期間：8月1日（土）～8月16日（日）【16日間】

なお、施設の予約状況等により、8月1日（土）から休業することが困難な場合には、8月3日（月）～8月16日（日）【14日間】に休業すれば協力金の支給対象とする。

④ 協力金支給額

ア 接待を伴う飲食店

10万円

イ ア以外の食事提供施設（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）を除く。）

5万円

※ 複数店舗を運営している場合も一事業者として扱う。

※ 県が上記支給額の半額を市町村へ補助する。

※ ガイドラインの遵守を支給の要件とする。

3 その他

(1) 各市町村が当該協力金と併せて独自に事業者のガイドラインの遵守など感染防止対策を支援する場合に、県が当該市町村に対し、1事業者上限5万円の対策費を措置する。

(2) 宮崎県プレミアム付食事券の使用期限及び換金期限を延長する。

（使用期限：8/31 → 10/31 換金期限：9/30 → 11/30）

「感染拡大緊急警報」発令(7月26日)に係る対策パッケージの対応・取組 (7月29日まで判明分)

1 積極的疫学調査の推進

- ① PCR検査について、民間検査機関等の活用により、県内における検査可能件数を最大300件/日程度まで増強
 - ・PCR検査の拡充 316件/日程度(7月29日現在)
(内訳)衛生環境研究所200件、宮崎市保健所48件、民間68件
- ② 厚生労働省「クラスター対策班」と連携し、感染経路を徹底的に調査・分析し、的確な感染拡大防止策を実施
 - ・7月29日来県。30日から高鍋保健所で活動を開始
- ③ 市町村の取組を支援するための体制整備(保健所の窓口体制及び市町村の連絡体制の強化等)
 - ・保健所業務支援のため、新たに会計年度任用職員任用予定
 - ・相談対応業務の外部委託による保健所負担の軽減
 - ・クラスター発生時に、業務支援のために職員26名(事務・技術、7月29日時点)を保健所に派遣するとともに、連絡・相談体制強化のため、携帯電話18回線、電話回線4回線を増設

2 ガイドライン遵守など対策を徹底(事業者向け)

- ① 西都児湯地域の接待を伴う飲食店に対する休業要請
 - ・休業要請の実施(7月28日～8月16日)。
 - ・協力金:休業要請対象施設10万円、時間短縮営業対象施設5万円
- ② 市町村や関係団体と連携し、ガイドラインの遵守による感染防止対策の更なる徹底
 - ・高鍋町内の酒類提供飲食店約120店舗に対して県作成のガイドライン・実践宣言チラシを送付(その他市町村も随時発送)
 - ・旅行業者等に対してガイドラインの一層の遵守等を要請
- ③ 空港やJRの駅、宿泊施設などにおける感染拡大に係る水際対策の更なる強化を要請
 - ・交通事業者への感染防止対策強化依頼
 - ・来県者、帰省者向け注意喚起ポスター掲出、チラシ配布、セルフ検温の徹底強化等

3 「うつらない」「うつさない」ための感染防止対策の徹底(県民向け)

- ① 最大級の警戒をもって「新しい生活様式」の実践に基づく感染防止対策と一人ひとりの意識ある行動を要請
 - ・県ホームページ、SNS等による県民への「新しい生活様式」の実践呼びかけ
 - ・県内各所に設置された道路情報板による感染防止対策の周知
- ② 県外との往来について厳重な注意喚起。また不要不急の帰省を控えるよう県外の県人会等を通じて要請
 - ・不要不急の帰省を控えていただくようお願いチラシを作成し、県外事務所を通じて各県人会へ周知済み
- ③ 市町村や関係団体と連携し、「感染拡大緊急警報」に関する周知徹底を強化
 - ・みやざき外国人サポートセンターのホームページ等による在住外国人への周知